





遂歴あり」において増加、「自殺未遂歴なし」において減少しています。女性は「自殺未遂歴あり」・「自殺未遂歴なし」ともに減少が見られます。

## 2. 平成 29 年中の自損行為による救急自動車の出動件数及び搬送人数の推移

	出動件数	搬送人数	搬送人数総数に占める 自損行為の割合
H29 全国	52,347 件(-3.6%)	35,377 人(-4.5%)	0.6%
H28 全国	54,302 件(-4.6%)	37,054 人(-3.6%)	0.7%
H29 北海道	2,590 件(-7.6%)	1,810 人(-8.1%)	0.8%
H28 北海道	2,804 件(-4.8%)	1,970 人(-5.0%)	0.9%

※( )内は前年比

自損行為による救急自動車と搬送人数は、平成 21 年の出動件数 74,262 件、搬送人数 52,630 人をピークに、その後、減少を続けています。平成 29 年中の自損行為による救急自動車の出動件数と搬送人数は、前年と比較して全国・北海道ともに減少しています。搬送人数総数に占める自損行為の搬送人員の比率においては、全国・北海道ともにほぼ横ばいですが減少が続いています。

参考資料：厚生労働省、「令和元年版自殺対策白書」  
厚生労働省、「地域における自殺の基礎資料」  
消防庁、「平成 29 年度 北海道の消防の現況」

## 【2】自殺について知ろう.....

◇社会全体の自殺リスクを低下させる取組み (2) [令和元年版自殺対策白書] ◇◇◇◇◇◇◇◇  
前回の Andante では、『令和元年版 自殺対策白書』の中から「第 3 章 令和元年度の自殺対策の実施状況」－「7 社会全体の自殺リスクを低下させる取組」の 20 項目のご紹介、その内の 1～2 についてまとめました。今回は、3～10 についてまとめさせていただきたいと思います。なお、紙面の関係上一部の抜粋に留めさせていただきます。また、編集・省略等もありますので、その点ご了承ください。11～20 項目については、次号の Andante にて掲載予定です。

## 3. 失業者等に対する相談窓口の充実等

厚生労働省では、失業者等に対してハローワークの窓口においてきめ細かな職業相談を実施するとともに、早期再就職のための様々な支援を実施している。特に、心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者への相談対応、ストレスチェックシート（求職者自身がストレス状態を把握できる）の作成・配付・民間事業者等に委託しての実施。臨床心理士や弁護士など専門家による巡回相談を定期的実施している。

地方自治体との協働により、「地域若者サポートステーション」（通称：サポステ）を全国に設置している。さらに、高校等とサポステの連携により、高校中退者等に対するアウトリーチ型の就労支援を実施している。

#### 4. 経営者に対する相談事業の実施等

中小企業庁では、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助している。また、「自殺対策強化月間」に係る取組として、中小企業者の自殺防止の観点から、約 600 の関係機関・団体に対して、「自殺対策強化月間」及び各種相談窓口の周知について要請を行うとともに、中小企業関係機関・団体に対して、全国約 8,000 人の商工会・商工会議所経営指導員による巡回指導を始めとした中小企業者の相談対応におけるきめ細かい対応について要請した。なお、全国どこからでも一つの電話番号で、資金繰りや経営相談など、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル (0570-064-350)」（最寄りの経済産業局中小企業課につながる）を実施した。

#### 5. 法的問題解決のための情報提供の充実

日本司法支援センター（通称：法テラス）：法テラス・サポートダイヤル (0570-078374（おなやみなし））、平成 30 年度の法律相談援助件数は約 30 万 2,000 件。被災者法律相談援助：「平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）」の同年度内における被災者法律相談援助件数約 1 万 3,000 件。東日本大震災の被災者に対する無料相談援助：30 年度震災法律相談援助件数約 5 万 5,000 件。

法テラスが、金銭問題、男女・夫婦間問題、職場の問題、自死遺族の問題などに十分応えられるようにするためには、法テラスと自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体等とが相互に密接に連携し、支援体制のネットワークを充実させることが必要である。

このような観点から、法テラスでは、「いのちの電話」や地方公共団体・警察、その他自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を含む約 7,000 の関係機関・団体等（窓口数にして約 2 万 4,000 関係機関・団体等）に関する情報を集約し、利用者に対して、相談内容や状況に応じて適切な窓口を迅速に案内するとともに、転送や取次ぎなど利用者の負担を軽減するためのスムーズな橋渡しに努めている。なお、東日本大震災の被災者に対する支援策の一つとして、フリーダイヤル（「震災法テラスダイヤル (0120-078309（おなやみレスキュー）」）を設置しているほか、被災地に設置した出張所において、消費者庁や地方自治体と連携して、司法書士、社会福祉士、社会保険労務士、税理士などの専門家によるワンストップのよろず相談会を実施している。

#### 6. 危険な場所、薬品等の規制等

鉄道駅のプラットホームにおいて、ホームドア整備の促進（平成 30 年 3 月末現在で 725 の駅で設置）。

厚生労働省では、毒薬及び劇薬については「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 35 年法律第 145 号）において、毒物及び劇物については「毒物及び劇物取締法」（昭和 25 年法律第 303 号）において、それぞれ、譲渡規制等を行っており、販売業者等に対し、引き続き規制の遵守の徹底を指導しているところである。

## 7. ICT（情報通信技術、インターネットやSNS等）を活用した自殺対策の強化

平成29年11月以降、総務省、経済産業省、厚生労働省、法務省及び文部科学省では、「自殺」「死にたい」等の自殺につながる用語の検索を行った場合に、相談窓口への誘導を行うことについて、事業者に要請を行った。

厚生労働省では、自殺対策のWebサイトを更新し、SNS等に対応した相談窓口情報の追加・整理を行った。これらの結果、厚生労働省Webサイトの相談窓口情報のページの掲出、事業者が提携している支援団体の相談先の掲出等の取組が進んだ。

厚生労働省では、広く若者一般を主な対象とするSNSを活用した相談事業を、30年3月から実施している。31年3月には、SNS相談の支援ノウハウを集約した「自殺対策におけるSNS相談事業（チャット、スマホアプリ等を活用した文字による相談事業）ガイドライン」を公表した。

自殺総合対策推進センターでは、ICTを活用した自殺対策についての研究を推進している。

法務省の人権擁護機関では、人権擁護の観点から、青少年のインターネットリテラシー向上に重点を置いた各種啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報や、ICTを活用した相談窓口への誘導強化を推進している。

## 8. インターネット上の自殺関連情報対策の推進

総務省では、プロバイダの迅速、的確な対応が可能となるように「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用の支援を行っている。事業者団体に対して、加盟事業者へ自殺の誘引情報等への対応の徹底を周知させるとともに、事業者団体自らにおいても必要な措置を講じることについて、平成29年に要請を行い、30年にフォローアップを行った。事業者団体によれば、文部科学省及び情報通信分野の企業・団体等と協力しながら、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的とした出前講座である「e-ネットキャラバン」を、児童・生徒、保護者・教職員等を対象として全国で実施している。

警察庁では、一般のインターネット利用者等からインターネット上の違法情報等に関する通報を受け付け、警察への通報やサイト管理者等に削除を依頼するなどの業務を行うインターネット・ホットラインセンターの運用を民間委託している。座間市における事件を受け、30年1月から、同センターにおいて「不特定多数の者、又は自殺をほのめかしている者に対し、自殺の実行を「手伝う」の表現が記載されている自殺関与の情報や、自己のみならず他人の自殺を誘引・勧誘する表現が記載されている自殺の誘引・勧誘情報」（以下「自殺誘引等情報」という。）を受理したときは、同センターから直接サイト管理者等に削除を依頼するとともに、緊急を要する場合には都道府県警察に通報している。インターネット・ホットラインセンターでは、30年に、自殺誘引等情報と判断した2,582件（うち2,046件が民間事業者への委託によるサイバーパトロールからの通報分。）の通報のうち、2,466件（対応依頼を行う前に削除されたもの等を除く）について、プロバイダ等に対して対応を依頼し、1,814件が削除に至った。また、30年4月には、警察庁の協力の下、SNS事業者等から成る「青少年ネット利用環境整備協議会」において、SNS上で行われる自殺に関連する書き込みに起因する児童被害防止等を目的とした青少年ネット利用環境整備ガイドラインが策定された。

内閣府では、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を推進するため、2月から5月までの予定で、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施し、関係省庁や関係団体等と連携した、青少年のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進及び適切な利用のための啓発活動や国内外のインターネット利用実態や取組等に関する調査を推進している。

総務省では、教職員や専門家からのヒアリングを通じて、インターネットに係る実際に起きた最新のトラブル事例を踏まえ、その予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を21年度より毎年更新・作成し公表している（教育の情報化推進ページ：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/kyouiku\\_joho-ka/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/index.html)）。30年12月には、SNS上の知人による誘い出しに関する事例の追加等を行い、「インターネットトラブル事例集（2018年度版）」を作成し公表した。

法務省の人権擁護機関では、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を強調事項として掲げ、携帯電話会社等の実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室やインターネット広告、インターネット人権フォーラムの開催等の各種啓発活動を実施した。

また、30年度には、フィルタリングの推奨等について記載された啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」を改訂し、全国の中学3年生に配布したほか、法務局・地方法務局において同冊子を活用した啓発活動を実施している。

#### 9. インターネット上の自殺予告事案への対応等

インターネット上の自殺予告事案について、警察からプロバイダ等に対して発信者情報の照会がなされた場合に、これを受けたプロバイダ等における情報開示の可否についての判断基準及び発信者情報開示の手続を整理した「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」が、平成17年10月に電気通信関連団体により策定されている。30年中に都道府県警察が発信者情報の開示を受けた件数は274件で、自殺予告をした者は延べ328人であるが、これらの者への都道府県警察の対応状況は、“既に自殺により死亡”7人、“既に自殺を図っていたが、救護等により存命”12人、“自殺のおそれがあり、説諭等を実施し、自殺を防止”62人、“いたずら等自殺のおそれがないことが判明”209人、“書込者が判明せず”38人であった。そのうち自殺のおそれがあった62人に対して、本人への説諭、家族への監護依頼等により自殺防止措置を講じた。

#### 10. 介護者への支援の充実

介護保険制度において、短期間又は日中の間、介護サービス事業所で要介護高齢者に対する介護を行う短期入所生活介護や通所介護等について給付を行っており、介護者に対するレスパイトケアにもつながっている。また、地域包括支援センターにおける高齢者を介護する者の相談・援助や、地域支援事業の家族介護支援事業において市町村等が行う介護教室・介護者相互の交流会開催等の経費の一部を負担する等、高齢者を介護する者に対する必要な支援の実施に努めている。

---

#### 参考文献

厚生労働省、「令和元年版 自殺対策白書」

【3】お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◇ 精神保健福祉センターでは、こころの電話相談を次の時間帯で行っています。

月曜から金曜日 9:00～21:00

土曜日曜祝日（12月29日～1月3日を除く） 10:00～16:00

Tel : 0570-064-556

※ご相談の電話が集中しますと、つながりづらい状態になりますがご了承ください。

◇ HP・携帯版HPをご覧ください

北海道地域自殺対策推進センターのHPを開設しています。最新の北海道の状況を掲載しており、より情報を見やすく、分かりやすくお伝えできるよう心がけています。

パソコンHP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/jisatutaisaku.htm>

また、携帯電話で見ることができる携帯版HPも開設しています。警察庁および北海道警察から公表された統計資料をもとに、北海道における自殺の状況を掲載しています。こちらも併せてご覧ください。

携帯HP URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/i/joukyou.htm>

【4】編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

北海道の短かった夏も終わり、葉も色づきはじめ、すっかり秋の装いとなりました。夜や明け方は冷え込みはじめ、ちらちらと暖房機のが頭をよぎります。

さて、先日AFPBB Newsにて、世界保健機関（WHO）の自殺に関する報告が掲載されていました。それによると、「世界で40秒に1人が自殺」年間80万人近く」と題し、戦争や殺人、乳がんによる死者数を上回っていることが報告されていました。自殺率が最も高かったのは、ガイアナで10万人対30.0を超えており、ロシア、リトアニア、ウガンダ、スリランカ、韓国、インド、日本、アメリカも自殺率の高い国として名前が挙がっていました。

世界的に見ると、1分にも満たないわずかな間に1人の人間が自殺しているということには衝撃を受けます。日本においても自殺に関する様々な取組みがなされていますが、世界的に見ても自殺は精神保健福祉上の重要な課題の一つとなっていることがわかります。

いつもご愛読ありがとうございます。

次号Vol.124は、令和元年（2019年）10月末に配信予定です。

\*お問い合わせ先\*

北海道立精神保健福祉センター

札幌市白石区本通16丁目北6番34号

Tel 011-864-7121

Fax 011-864-9546

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sfc/>

Mail [hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:hofuku.seishin1@pref.hokkaido.lg.jp)